

入札説明書

下記の条件付一般競争入札の案件については、入札公告、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

なお、この入札に係る各種様式及び申出書は次に掲げるものを使用するものとし、田原市ホームページからダウンロードしてください。

- ・この入札説明書に定める様式（以下「別記様式」という。）
- ・田原市一般競争入札実施要領に定める様式（以下「要領様式」という。）
- ・田原市入札者心得書に定める様式（以下「心得様式」という。）

URL <https://www.city.tahara.aichi.jp/seisaku/nyusatsukeiyaku/1001549/1013369/1013370.html>

1 入札参加の申し込み時の提出書類（1部）

一般競争入札参加申込書（要領様式第1号）

2 入 札

- (1) 同一物件について、一人で二人以上の申込者の代理人となり、又は申込者が他の申込者の代理人となることはできません。
- (2) 入札書及び必要書類は、次に掲げる日時及び場所において、市職員の指示により提出しなければなりません。

ア 日時 令和8年8月18日（火曜日）

午後2時00分

イ 場所 田原市役所北庁舎1階大会議室

ウ 提出書類

- ・入札書（心得様式1（入札書））
- ・委任状（代理人により入札する場合のみ）（別記様式第1）
- ・誓約書（代理人により入札する場合のみ。代理人の誓約書）（別記様式第2）

- (3) 入札は、入札書を封筒に入れ、件名、引渡場所及び入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。（心得様式1（封筒））
- (4) 提出した入札書は、その事由の如何に関わらず書換え、引換え、又は撤回することはできません。

3 入札の辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまで、いつでも入札を辞退することができます。
- (2) 入札参加者は、入札辞退をするときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとします。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届（心得様式2）を契約担当者に直接持参又は郵送（開札日の開札時までには到達するものに限る。）して行います。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を契約担当者に直接提出して行います。

4 開 札

- (1) 入札者又はその代理人は、開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない田原市の職員を立ち会わせて開札を行います。
- (2) 落札者は、田原市の予定価格以上で最高の価格をもって決定します。ただし落札者となる同価格の入

札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、代わって入札に関係ない田原市の職員にくじを引かせます。

- (3) 開札した場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を実施するため、再度の入札で使用する入札書及び封筒を準備してください。

5 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。

委 任 状

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

私は、上記の者を代理人と定め、下記のとおり権限を委任します。

委任事項：1 入札に関する事項
2 契約の締結、変更及び解除に関する事項

物 件 名：
引渡場所：

年 月 日

田 原 市 長 殿

委任者

住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
(電話番号) < > —

印

誓 約 書

年 月 日

田 原 市 長 殿

代理人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名

印

下記事項について、誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していません。
- 2 入札公告の日から過去2年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 現在、会社更生法第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
- 4 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。